○橋本市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年12月15日 告示第348号 改正 平成19年8月30日告示第109号 平成20年2月15日告示第17号 平成20年7月1日告示第113号 平成22年3月31日告示第53号

(目的)

第1条 この告示は、橋本市地域生活支援事業に関する規則(平成18年橋本市規則第215号) 第2条別表第1に掲げる日常生活用具給付等事業(以下「本事業」という。)の実施に関し必要な事項を定め、在宅の重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者等に別表に掲げる要件を満たす6種類の用具(以下「対象用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することとする。

(対象用具の種目及び給付等の対象者)

- 第3条 対象用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる在宅(情報・意思疎通支援用具及びストーマ装具に限り在宅でない者を含む。)の重度障害者等とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により、対象用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者及び本人又は世帯員(本人が満18歳以上の場合にあっては、配偶者に限る。)のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上である者は、対象者から除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、用具の貸与の対象者は、市民税非課税世帯に属する者とする。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付については、別表の「耐用年数」欄に 掲げる期間を経過していない場合は、原則として対象外とする。ただし、当該期間を経過 する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当 該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付による方が真に合理的か つ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器を給付する方 が対象者にとって用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することができる。

(給付等の申請)

- 第4条 用具の給付等を希望する対象者(これを現に扶養している者を含む。)は、市長に対し、申請書(様式第1号(その1)又は様式第1号(その2))と給付希望用具見積書を提出するものとする。なお、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)の給付希望者は、申請書の提出時に工事図面、現況の写真及び改修工事見積書を添付するものとする。また、点字図書の給付希望者は、国が指定した点字図書給付対象出版施設(以下「点字出版施設」という。)が発行する点字図書発行証明書(様式第6号。以下「証明書」という。)を添付する。
- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合、当該対象者の身体的状況、経済状況、家庭環境 及び住宅環境等を調査し、調査書(様式第2号(その1)又は様式第2号(その2))を作成するも のとする。

(給付等の決定)

第5条 市長は、前条第2項の調査により用具の給付等を決定した場合には決定通知書(様式第3号(その1)又は様式第3号(その2)若しくは様式第3号(その3))及び給付券(様式第4号(その1)又は様式第4号(その2))を、その申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書(様式第5号(その1)又は様式第5号(その2))をそれぞれ申請者に交付するものとする。なお、点字図書については、証明書に証明印を押印するものとする。

(用具の給付等)

- 第6条 前条の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下「給付等決定者」という。)は、 用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。 また、用具の貸与の決定を受けた者は、用具の貸与を受けるものとする。
- 2 証明書の交付を受けた者は、証明書に第8条第2項に規定する利用者負担額を添えて点字 出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。
- 3 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、 貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間 を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。 (貸与の取消し)
- 第7条 市長は、対象用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与 を取り消すものとする。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 市外に転出したとき。

- (3) 施設に入所等した(在宅でなくなった)とき。
- (4) 重度身体障害者等でなくなったとき。
- (5) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(費用の負担)

- 第8条 給付等決定者又はこの者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、当該用具 の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。
- 2 前項の規定により支払うべき額(以下「利用者負担額」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく補装具費の支給の例による。なお、点字図書の利用者負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(業者への支払い)

第9条 市長は、業者から対象用具の給付等に係る費用の請求があったとき(給付の場合は給付券を添付して)は、当該用具の給付等に要した費用から利用者負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき、又は用 具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全 部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

- 第12条 市長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、一申請につき6月分を限度として給付券を一括交付することができるものとする。 (排泄管理支援用具の利用者負担額の減免)
- 第13条 市長は、排泄管理支援用具の給付に限り、対象者が18歳未満であって市町村民税(均等割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。)の み)課税世帯に属する者であるときは、利用者負担額を減免することができる。

(給付等台帳の整備)

第14条 市長は、対象用具の給付等の状況を明確にするため、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)台帳及び住宅改修費給付台帳を整備するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(橋本市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 橋本市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年橋本市告示第99号)は、 廃止する。

(橋本市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

3 橋本市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年橋本市告示第100号) は、廃止する。

附 則(平成19年8月30日告示第109号)

この告示は、平成19年8月30日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則(平成20年2月15日告示第17号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日告示第113号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第53号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

日常生活用具交付品目

	種目	基準単価(円)	対象者	耐
				用
				年
				数
介護・	特殊寝台	154, 000	下肢又は体幹機能障害2級以上	8年
訓練支	特殊マット	19, 600	下肢又は体幹機能障害1級以上	5年
援用具	特殊尿器	67, 000		
	集尿器	8, 500	下肢又は体幹機能障害1級で高度	1年
			の排尿機能障害のある者	
	入浴担架	82, 400	下肢又は体幹機能障害2級以上の	5年

	体位変換器	15, 000	者で3歳以上	
	移動用リフト	159, 000		4年
	訓練いす(児のみ)	33, 100	下肢又は体幹機能障害1級以上で	5年
			原則として3歳以上	
	訓練用ベッド(児のみ)	159, 200	下肢又は体幹機能障害2級以上	8年
自立生	入浴補助用具	90, 000	ト 下肢又は体幹機能障害であって、	8年
活支援			入浴に介助を要する者で原則と	
用具			して3歳以上	
	ポータブル便器	4, 450	下肢又は体幹機能障害2級以上	
	移動・移乗支援用具	60, 000	 平衡機能又は下肢若しくは体幹	8年
			 機能障害で移動等に介助を必要	
			とする者で3歳以上	
	頭部保護帽	12, 160	 平衡機能又は下肢若しくは体幹	3年
			機能障害	
			てんかんの発作等により頻繁に	
			 転倒する療育手帳・精神障害者保	
			健福祉手帳を所持する者	
	特殊便器	151, 200	上肢障害2級以上	8年
	火災警報器	15, 500	大災発生の感知・避難が困難な身	8年
	自動消火器	28, 700	 体障害者手帳2級以上又は療育手	
			 帳の判定が重度以上又は精神障	
			 害者保健福祉手帳1級の者で障害	
			者のみの世帯及びこれに準ずる	
			世帯	
	電磁調理器(音声ガイド付き)	41,000	視覚障害2級以上	6年
	歩行時間延長信号機用小型送	7, 000	l 視覚障害2級以上	10
	信機			年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87, 400	 聴覚障害2級以上	10
				年
在宅療	透析液加温器	51, 500	腎臓機能障害3級以上	5年

養等支	ネブライザー(9	及入器)	36, 000	呼吸器機能障害3級以上又は医師	5年				
援用具	 電気式たん吸引	器	56, 400	の意見書によって必要と認めら					
				れる3級以上の身体障害者					
	酸素ボンベ運搬	車	17, 000	在宅酸素療法者	10				
					年				
	盲人用体温計(音	音声式)	9, 000	視覚障害2級以上	5年				
	盲人用体重計		18, 000						
情報・	携帯用会話補助	装置	98, 800	 音声言語機能障害又は肢体不自	5年				
意思疎				由者又は療育手帳の判定が重度					
通支援				以上の者であって発声発語に著					
用具				しい障害を有する者					
	情報・通信支援	用具	100, 000	上肢機能障害2級以上又は視覚障	1回				
				 害2級以上	の				
					み				
	点字ディスプレ	イ	383, 500	 視覚障害2級以上及び聴覚障害2	6年				
				級以上の重複障害者					
	点字器		10, 400	視覚障害	5年				
	点字タイプライ	ター	63, 100						
	視覚障害者用ポ	録音再生機	85, 000	視覚障害2級以上	6年				
	ータブルレコー	再生専用機	35, 000						
	ダー								
	盲人用テープレ	コーダー	23, 000	視覚障害2級以上	5年				
	視覚障害者用活	字文書読上げ	99, 800	l 視覚障害2級以上	6年				
	装置								
	視覚障害者用拡	大読書器	198, 000	視覚障害	8年				
	盲人用時計	触読	10, 300	 視覚障害2級以上	10				
		音声	13, 300		年				
	視覚障害者用音	声ICタグレコ	59, 800	視覚障害2級以上	10				
	ーダ				年				
	視覚障害者用ワ	ードプロセッ	1, 030, 000						

	サー(共同利用)			
	点字図書		視覚障害者で年間6タイトル又は 24巻を限度とする	
	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	88, 900		6年
	人工喉頭	70, 100	喉頭摘出者	5年
	福祉電話(貸与)		視覚・聴覚・肢体障害2級以上で 市民税非課税世帯	
排泄管	ストーマ装具(洗腸用具、サラ	尿袋月額	ぼうこう機能障害者	
理支援	シ、ガーゼ等衛生用品を含	11,640	直腸機能障害者	
用具	む。)	便袋月額		
		8, 860		
	紙おむつ	月額 12,000	・高度の排便又は排尿機能障害者	
			・脳性まひ等3歳未満の発症で脳	
			原性運動機能障害により排尿	
			若しくは排便の意思表示困難	
			な者(3歳以上)	
			・3歳から小学校就学の始期に達	
			するまでに障害が発生し、寝た	
			きり若しくは常時失禁状態に	
			あって、次のいずれかに該当す	
			る者	
			(1) 肢体不自由の身体障害者	
			手帳(2級以上に限る。)の交	
			付を受けた者	
			(2) 肢体不自由の身体障害者	
			手帳と重度の療育手帳両方	
			の交付を受けた者	
住宅改	(1)手すりの取付け	200, 000	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非	1回
修費	(2)段差の解消		進行性脳病変による運動機能障	の
	(3)滑り防止及び移動の円滑		 害(移動機能障害に限る。)を有す	み

	化等のための改修	る3級以上の者(ただし、特殊便器	
(.	4)引き戸等への扉の取替え	への取替えについては上肢障害2	
(5)洋式便器等への便器の取	級以上)	
	替え		

様式第1号(その1)(第4条関係)

			ы	m I	. 10	用具	761 TJ	(M-2)	/ -T- D	H W	年	. ,	月	日
核	6本市長	様					Strate.							
						4	請者	住 彦	Fr					
								氏名						(1)
								(対象	者と	の続枯	丙)			
T	下記により	日常生活	5用具	しの絵	付(貸与)	を申請	じしま	す。					
対	氏 名					男・	女 !	上年 月	日		年	月	月(歳
	住 所						_							
象	身体障害		番号		県		第	-5	를		年	月	-	1交付
	障害名									障	害等級			ŕ
者														
世			対系	杂者					Т		対象者	Sir del)
	氏	名	2	(D)	生生	年月日	職	芽	色的	背考	対 ※ ε 介護σ			
帯			続	柄			+		+					
			·		l									
σ	L		L											
0														
の状														
状														
状況	+ (貸与)	を希切る	- Z f	理由										
状況	寸(貸与)	を希望す	T S E		1	ή	宅		1	和式		1	和	式
状況給作	寸(貸与)現在の住			里由 住宅	2	自借注の記	家	浴槽	1 2 3	和式式し	使	1 2 3	洋	式式用
状況給作	現在の住	いの状況		住宅	2 (貨 が	借主の記	家 诺否) 他人	槽	2	洋式なし	器	3	洋携	式
状況給作現在	現在の住	いの状況 1 他 <i>J</i> 必要 2 清拭	しのか	住宅介助	2 (質	借主の記	家 诺否) 他 必要	一槽 の介	2 3 助が	洋式なし	1 車 他	2 3 いす(人の)	洋 携 使用 介助力	式
状 況 給何 現介記	現在の住生の人	いの状況 1 他ノ 必要 2 清拭 3 入済	しのか	住宅助計試	2 (質 が	借主の記	家 诺否) 他 必要	槽	2 3 助が	洋式なし移	世器 1 車 2 他 (一音	2 3 いす(人の) 形、全	洋 携 使用 介部)	式 井用
状 況 給 現介状	現在の住生の人	いの状況 1 他 1 必 2 清入 3 も 4 自分	しのか このみ いな	住宅助が拭い	2 (質 が	借主の記	家否) 心要便用 必要便用	一槽 の介	2 3 助が 5用)	洋式なし	1 車 他	2 3 いす(人の) 形、全	洋 携 使用 介部)	式 井用
状 況 給 現介状 給付	現在の住 生の 入 遊 次 浴 け(貸与)	いの状況 1 他更 2 清入し自 3 も自 4 付た	しのか このみ いな	住宅助が拭い	2 (質 が	借主の計 1	家否) 心要便用 必要便用	情 の介は (携帯)でで 希!	2 3 助が 5用) きる 望す	洋な 移動 形	世器 1 車 2 他 (一音	2 3 いす(人の) 形、全	洋 携 使用 介部)	式 井用
状 況 給 現介状 給い給付	現在の住 生のの 況 行 貸与) を 相 具の名 利 け (貸与)	いの状況 1 他 2 清入 3 も自 4 はた 4 はた	しのか このみ いな	住宅助が拭い	2 (質 が	借主の計 1	家否) 心要便用 必要便用	情 の介は (携帯)でで 希!	2 3 助が 5用) きる	洋な 移動 形	世器 1 車 2 他 (一音	2 3 いす(人の) 形、全	洋 携 使用 介部)	式 井用
状 況 給 現介状 給い給付	現在の住 生のの 況 イ は (貸与) 利 目 長 の 名 り 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	いの状況 1 他 2 清入 3 も自 4 はた 4 はた	しのか このみ いな	住宅助が拭い	2 (質 が	借主の計 1	家否) 心要便用 必要便用	情 の介は (携帯)でで 希!	2 3 助が 5用) きる 望す	洋な 移動 形	世器 1 車 2 他 (一音	2 3 いす(人の) 形、全	洋 携 使用 介部)	式 井用

様式第1号(その2)(第4条関係)

						住	:宅改	文修省	te .	給	付	申	請書						
	6 - L - E	. 117	430												1	年	月		H
帮	多本市	長	様							r±	請	tr.							
										4	住		F						
											氏	4							(1)
													者と(の続	柄)				0
1	下記に	より) 住의	它改作	を費	の給	付を	申請	il:	ます。)								
対	氏	名					男·	女	生	年月	日				年	月		日(歳)
	住	所	L	100 -0		_	-				_								
象			手!	帳 番	: 号		吳	Į.	第		Ę	+			年		月		交付
者	障性												障害		_			級	
			施設	入所	_		丁無			希!	翟(施部	ኒ)	希望	{L;	ない	
世帯	氏			名	対と続	象者の柄	生	年月	B	職		業	備者	SC .	対象者 護の状			る	介
の状況																			
給作	寸をオ	全皇	する	5理	由														
	を行				\rightarrow														
改修			X					分					Æ	空:	生活動	作補	助月	月具	
修工	1	手す	りの	取付	け	2	床段	差0)解	消		1	便器	ļ					
事			の変			4	扉の	取春	をえ			2	手す						
内容		使器 その		替え)		3		· 一つ)他 ()	
谷	0	(0)	IIII (2.6	4.±./	D II (8: A-	ert. FFF	日本	,	△ <i>6</i> +	-	は貸与						
Б	7		分	1		形態	_			年			よ買う	作			内	容	7
- 1	1 常生	- 3:E. E				貸与			年	月		В			器、		_		+
	主宅			和1		人			年	月		日 日			りの				
	王の まい 大況	住宅			宅家	場台	を貸	1 2 3		诺 (いつ		諾	浴槽	1 2 3	和式 洋式 なし	便器	1 2 3	和洋携帯	式式用
	Eの 隻の 況	入浴	要 2 3 し	清拭	のみない	持拭と	とも	排便	2	吏用	器(担	隽禕	助が 5用) きる	移動	2 ft	部、	の介全部	助が ③)	必要
注意				こは、					子等	の属	する	5世	帯の	前年	医分	市町	村民	税の	課税

様式第2号(その1)(第4条関係)

①#	申請書受理 年	里番号	第年月	号	② 申 氏	請者				(3 対 の	象者	-	
(4)	氏	名	平力] []	男・		生年	月	в		年	続月		(歳
対	住	所					,						-	1 797
象 者	身体障害	客者		障害	名		降等					設入 有・		
⑤ 世帯	氏	名	年齢	_	ກ ≌	該年8 町村1	き分			状 度 段 税		年度得		備考
員の状況														
⑥ 世 i	帯区分	生保	被保護 帯	世 低1	市町非課	村民租税世界	是低	2 市 非		†民税 ⋵世帯	一舵		町木 税世	t民税 世帯
⑦ 住レ	いの状況	1 自	家	2	借	家	(貸主	Eの部	苦否)					
	ナ(貸与) O生活の R	(入浴 る動f 1 自 2 一 3 給 4 給	上活動便 作にでかいていた。 ただでかいていた。 ただからしていた。 ただがいた。 たがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがい。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがいた。 とがい。 とがい。 とがい。 とがい。 とがい。 とがい。 とがい。 とがい	移動さるようご全介	・その うにな るよう か	る		1 な 2 3 る	コる情報(在:	入手が 宅生活	ケー・	易に力	よる	
	ナ(貸与) 必要の有	1 有2 無			(貸与 (し; 里由			•						
の必無						44.60	4.	受け	る		(14)		ŧΩ	
無⑪給すの	け(貸与) る 用 具)		予定価	格	円	者る	ではがる	扶養		円		費負定		Р
無⑪給す煙⑮そ	る用具		-	6格	円	者る	又は 者が	扶養		円				Р

様式第2号(その2)(第4条関係)

八男2万(て	(72) (9)		*	-10	(Perde 3)	L ASC THE	A A Lander At	W)			_		
(C) eta det eta e	調 査 書(住宅改修費給付事業) ①申請書受理番号 第 号 ②申請者 ③対象者と												
	文理番号 月 日		号 日	20甲	請者名				聚者と 続柄				
0 1	ä		男	・女	生年	月日		年	. 月	日(京	援)		
対 住 戸	折												
象身体	章害者 番 号		瞬	害名			害級						
(5)			対象		課	税	状	況					
世氏		名 年齢	者と		年度分		変年度5		F度分	前 備	老		
IH.			の続 柄		村民税		J村民科	2 得種		" "	,		
帯			1173	均等	19	所得	門			_	_		
員						·							
Ø						†							
状						1							
況													
8施設入の申請有・	の 況 が の 無 2	自借貸諾 申い申い 家家の 請 請い	後状入便該	(貸隻) () () () () () () () () () ()) の 2 3 排 の 4	よ一き給人給付の付し	ト助でした でにも介い でにも介い でなり でなり でなり でなり でなり が	人浴・1 る 人浴・1 が必要 人浴・1	非便・和非便・和	移動)が 移動)は	で他他		
⑩ 住宅改修 給付の必 の 有・	要	1 有 2 無	給有	すす。 ない									
⑫ 住 宅 改 工事の内			13 予 角		日 する	者又自	と受け は扶養 が支払	円	⑤ 公費 2 担予 2 担額		円		
⑯そ の 特記事		改修工事 手すりや(付する	居宅生	活動作	補助用	具		
					38	查員	役職名						
	年	月	H				氏 名			A	b		
							- 11			0	_		

(江/以際エ争允慎音でエ争凶曲を必り称目し、エ争の自行を明確にしておくこと

様式第3号(その1)(第5条関係)

第 号

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

橋本市長

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次のとおり決 定しましたので通知します。

給付番号	第	号	給付決	定年月	日	年	月	日
対象者氏名			障害者	手帳番	号			
給付する用 具名(含む			納入	業者	名			
形式規模等)			納入住	業者	の所		(電話)	
価 格	円	給付等決定 扶養義務者 うべき額			円		費 額	円
注意事項	払さ2 付 2 は 2 で 3 が 3 が 4 日 が 以 在 5 算 す 立 5 に た て 2 で 3 が 4 日 が 以 在 5 算 す 立 5 に た て 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5	者に支払うこつ された額を、した、 を用具供には、 を見た場合にがあいた。 ででお、決定でおいたができた。 でもこととができた。	とい のり費 とにあなえ本が受定をて 目す用 き、ったなは市でけの条件、 にこな は都た日りこ被きたりの はない になきたり に被きたり	に必 反と部 こ府とのまの告すのしない の県を翌十決橋。翌のよのは、決知知力)。定権 日訴	さ具 吏く一 定事つい の市 かえる受 し禁ぎ あ対下起 頬長 起、	もけい であ 渡れ しいて と変か しい でいる 渡れ しいて と変か この でいまれ この でいまれ この でいまれ この でいまれ この	りに、まもを請らを 日代 日申ま支 交すら 知求起経 の表 以立かっ しこ たすしす 日と にに	らて 、 と 日るてる かな 異対 支だ し あ 翌と日審 起ま 申る

様式第3号(その2)(第5条関係) 第 号

21	, ,			住宅改修費組	給付	決定	3通5	田書	7			
										年	月	日
	(申請者)			様								
									111-0	以市長		印
į	さきに申記			た住宅改修費につ	きま	きし	ては	t, :	審査	の結果次のと	398	た定しす
	給付	番 号	第	号	給年	付	· : 月	夬	定日	年	月	日
	対象者	氏名					障					
	改修する信		所									
	住宅改修の及び給付っ				業		者		名			
	宅生活動(用具名	乍補助			業	者	Ø	住	所	(電	話)	
	価 格		円	給付等決定者又 は扶養義務者が 支払うべき額					円	公費負担額		円
	注意事項	要すい 2 し 3 4 翌こです5 起ま 申 2 し 3 4 翌こです5 起ま 申	つ、 さ、反す。決らで以審決てとしを定	, 定に不服がある以内に を算す(ないではおいでは と内では ではないでするのでするです。 を言うのでするのでするです。 を言うのでするのです。 を定箇て状でなるです。 にここでは にここでは にここでは にここでは にここでは にいまして、 にいまして、 にいまして、 にいまして、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするで、 にいまするでは、 にいまするでは、 にいまするで、 にいまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	払た 目り用 きにが定がは下がけ定う額 的すの は、おがで、下てたの	こににる全、都っかなこをき日取	とっ 又と部 二道たっくの告まの肖(をい しと又 の府ことが決(す翌し	条て てよは 決県と日な定橋。日の	牛は 使か一 定即を翌まの本 いなに、 用た部 が事知習ず通市 らえ	給付されるもの を連せいた。 をでは、 をでは、 をでは、 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 とををきまる。 をできる。 とををきまる。 とののは、 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる。 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる、 とのいる。 とのいる、 とのいる。 とのいる、 とのいる。 とのい。 とのいる。 とのい。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのい。 とのいる。 とのい。 とのいる。 とのい。	つっ そいら 申青い1 つそ 人口でて 換まう つ水ら年 翌者 内立て からまる 日本	らく くすこ ことこと ヨニ ここりだ くっと 日す算経 かな 異にまさ 貸 が のるし過 らり 議対

様式第3号(その3)(第5条関係)

日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

> 橋本市長 印

先に申請のありました日常生活用具の貸与につきましては、審査の結果、次のとおり決 定しましたので通知します。

貸与番号	第	号	貸年	与	· 月	決	定日	年	月	B
対象者氏名			用年	具	の 月	引	渡日	年	月	B
身体障害者手帳番号										
貸与する用具名 (含む形式規模等)										

- 1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付 け、又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。
- 2 用具の一部又は全部をき損し、又は滅失した場合には、直ちに市町村に その状況を報告し、その指示に従ってください。
- 3 用具を必要としなくなったときは、速やかに市町村に申し出てくださ V.
- 4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日 から起算して60日以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることがで きます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内で 注意事項 あっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を

することができなくなります。)。

5 この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算 して6箇月以内に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)と して提起することができます。

ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立 てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定 の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができま す。

様式第4号(その1)(第5条関係)

かれよくあすっち (て ジエ)	(MACACIATION)											
日常生活用具給付券												
①給 付番 号	第	号	②	券 発 月	行 日				年	月	ı	В
③対象者氏名			④生 年	: 月	日				年	月 (日 後)
⑤居 住 地												
⑥扶養する者 ⑥氏 名			⑦対 象 ⑦続	者と	の 柄							
給付する用	⑨街	格	給付金 又は 1 図者が き額			(I)/A		費	負	担		額
		円			円							円
⑫納入業者名			^⑬ 住	業者	の所	(電話	舌)					
3 の 券 の 第 効 期 限	受給者が業提示する		年	月	日	業公払期	者費請	の支求限		年	月	日
上記のとおり?	央定する。 月 日											
-	橋本市				本市县	ξ			E	P		
⑮業 者の納付	付を受けた者又は抄 る者から受領した額			夫養 ⑩受領業者名			及び	年月	日			
年	月 日					円		年		月	日	(1)
®用 具 受 氏 名	領 者		0	19検		収		老 :-		名 名		(1)
② その他特記事項												

(注) 本表の①~⑭⑭は市が、⑮~⑰は納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第4号(その2)(第5条関係)

	D-	che alla	Mc	ate.	60.	<i>(</i>).	uts.			
	住			貨	和	付	分			
① 給付番号	第	号	② 給 年		券 発 月	行日		年	月	H
③ 対象者氏名			④ 生	年	月	日		年	月 (日 歳)
⑤居 住 地										
⑥ 扶養する者 氏 名			⑦ 対 続	象	者と	の柄				
8 住宅改修工事の 内 容	⑨ 価	格		と 後・	央定: する: <き8	者が	^{ID} 公	費負	担	額
		円				円				円
⁽²⁾ 業 者 名			ß 業	者(の住	所	(電話)			
A この券の有効 期 限	受給者が業提示する	着に期限	年		月	Ħ	業者 者費請 払期限		年月	1 E
上記のとおり決定	Eする	年	月	日		橋	本市長			印
(5) 改修工事の完了	合付等決 針から受			扶養	する	⑰ 受領業者名及び年月日				
年 月	日					円		年	月	(E)
(B) 住宅改修費 給付対象者	己入年月日年	A B		部	26	職		年	月	H
氏名印 その他 新記事項						氏	名			<u> </u>

(注)本表の①~⑪⑬②は市が、⑮~⑰は業者が、⑱は住宅改修費給付対象者が記入すること。なお、⑯⑱⑮については工事完了後に記入すること。

様式第5号(その1)(第5条関係)

第 号

却下決定通知書

年 月 日

(申 請 者) 様

橋本市長印

(却下の理由)

年 月 日に申請がありました日常生活用具の 貸与 につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、県知事に対して審査請求することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを審査請求することができなくなります。)。

この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内 に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)として提起することができま す。

ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(注) 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

様式第5号(その2)(第5条関係)

第 号

却下決定通知書

年 月 日

(申 請 者) 様

橋本市長

(却下の理由)

年 月 日に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、審査 の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、県知事に対して審査請求することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを審査請求することができなくなります。)。

この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内 に、橋本市を被告(橋本市長が被告の代表者となります。)として提起することができま す。

ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合 には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日か ら起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第6号(第4条関係)

様式第1号(その1)(第4条関係)

様式第1号(その2)(第4条関係)

様式第2号(その1)(第4条関係)

様式第2号(その2)(第4条関係)

様式第3号(その1)(第5条関係)

様式第3号(その2)(第5条関係)

様式第3号(その3)(第5条関係)

様式第4号(その1)(第5条関係)

様式第4号(その2)(第5条関係)

様式第5号(その1)(第5条関係)

様式第5号(その2)(第5条関係)

様式第6号(第4条関係)